

# 三重県地域経済復活支援金 申請要項

## 【申請受付期間】

- 2022年3月2日（水）から同年6月15日（水）まで
- ※3月を対象月として申請される方は、4月から申請可能となります。
  - ※電子申請の場合は、2022年6月15日（水）の23時59分までに申請の受付が完了したものが対象となります。
  - ※郵送の場合は、2022年6月15日（水）の消印有効です。



支援金申請要項  
ホームページ

## 【申請書類の提出方法】

### ① 電子申請

電子申請用フォームの必須項目に入力し、必要なファイルを添付（アップロード）して申請してください。

（電子申請フォーム）

<https://reg31.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=nipi-leaeqh-6be70085cfc667ed4edfa88484b9c62a>

※パソコンの操作に関する問い合わせにはお答えできかねますので、パソコン操作に不慣れな方は、郵送による申請をご利用ください。



電子申請は  
こちらから↑

### ② 郵送による申請

必要書類を揃え、下記の宛先まで送付してください。

<宛先> 〒514-8799 津中央郵便局留

三重県地域経済復活支援金事務局 宛

※封筒オモテ面に「申請書在中」とご記載ください。

※封筒ウラ面には差出人の住所および氏名をご記載ください。

※レターパックや簡易書留等、郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

- ※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から持参による提出は一切受け付けいたしません。
- ※料金が不足する場合は受け付けいたしません。発送前に送料を確認のうえご提出ください。
- ※「県庁郵便局留」と誤って記載される事例が発生しています。  
誤って記載した場合、申請者様へ返送される恐れがありますので、宛先を間違えないよう記載してください。

## 【お問い合わせ先】

県庁や市役所等の窓口では申請等の相談は行っておりません。  
支援金の申請等については、以下の相談窓口にお電話にてお問い合わせください。

<お問い合わせ先> ◆三重県地域経済復活支援金相談窓口

電話番号：059-224-2838 9時から17時まで（土日祝を除く）

開設期間：2022年6月30日（木）17時まで

## ※必ずお読みください※

- 1 支援金の支給決定後、虚偽又は支給要件に該当しない事実等が判明した場合は、支援金の支給決定を取り消します。支援金を振込済みの場合、申請者は、支援金を全額返還することとなります。
- 2 支援金支給事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて申請者の営業実態等について、検査又は説明を求めることがあります。
- 3 提出書類の不備又は不足があった場合は、申請者（又は問合せ担当者）へ追加の書類提出を求める通知を行います。必要書類が提出されない場合等、申請内容の不備又は不足が、三重県の指定する期間内に解消しなかった時は、申請者が支援金の支給を受けることを辞退したものとみなし、不支給の決定を行います。
- 4 支援金の虚偽申請や不正受給は犯罪です。虚偽申請や不正受給等が判明した場合、直ちに申請者名等を警察へ通報します。
- 5 三重県地域経済復活支援金は、中小企業庁が実施する事業復活支援金の制度枠組みを準用した支援施策です。中小企業庁又は事業復活支援金事務局へ事業復活支援金の受給者に関する情報の提供を依頼する場合があります、三重県地域経済復活支援金の事務を行うために、当該情報を使用する場合があります。  
なお、三重県地域経済復活支援金の事務は三重県地域経済復活支援金事務局の責任において実施しており、中小企業庁が給付可否等の決定を行っているものではありません。

## I 支援金の内容

### 1 趣旨

2022年1月のまん延防止等重点措置発出に伴う経済活動の停滞等による影響により、県内の幅広い業種の事業者の経営状況は一段と厳しさを増しています。

この状況をふまえて、地域経済の衰退を防ぐためにも、厳しい状況にある県内の中小法人・個人事業者等の事業継続・事業回復を支援するため、支援金を支給します。

なお、本支援金は、「国の事業復活支援金（※）」と併せて給付を受けることができます。

（※）「国の事業復活支援金」とは、新型コロナの影響で、2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上が30%以上減少した中小法人等及び個人事業者等に対する国の支援金です。

詳細については、以下のサイトからご確認ください。

事業復活支援金ホームページ：[https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo\\_fukkatsu/](https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_fukkatsu/)

事業復活支援金コールセンター：0120-789-140

### 2 申請要件

#### （1）支給対象事業者

まん延防止等重点措置発出に伴う経済活動の停滞等による影響を受けた、三重県内に本店又は主たる事業所を有する中小法人等・個人事業者等

※「三重県内に本店又は主たる事業所を有する」とは、法人の場合は、登記上の本店又は本社（その所在地が確定申告書における納税地であるもの）が三重県内にあることを、個人の場合は、本人の住所地にかかわらず、事業を行う事業所（その所在地が確定申告書における納税地であるもの。ただし、三重県内にのみ事業所を有する場合には、その所在地が確定申告書における納税地であるか否かは問わない）が三重県内にあることをいいます。

※「中小法人等」とは、資本金等10億円未満、又は資本金等が定められていない場合は常時使用する従業員数が2,000人以下の法人をいいます。

※「個人事業者等」とは、事業所得による収入がある方に加え、主たる収入が雑所得や給与所得で申告しているフリーランスの方（被雇用者又は被扶養者でないこと）を含みます。

（2）各事業を営むにあたり必要な許可等を全て取得したうえで、2021年12月1日以前から開業しており、営業の実態があること。

（3）2022年1月～3月のいずれかの月の売上が、前年（2021年）、前々年（2020年）又は前々前年（2019年）のいずれかの年（以下、「比較年」という）の同月と比べて、30%以上減少していること。

ただし、個人事業者等で白色申告の事業者など確定申告書において、比較年の月間事業収入が確認できない場合は、2022年1月～3月のいずれかの月の売上が、「比較年の確定申告書の年間事業収入（売上）÷12（※小数点以下切り捨て）」と比べて、30%以上の減少があること。

また、新規創業者（2021年1月2日から同年12月1日の間で創業）の場合は、2022年1月～3月のいずれかの月の売上が、創業月の翌月（創業日が2021年12月1日の場合は当月）から2021年12月までのうち、月の売上が最も大きい月の売上額と比べて、30%以上の減少があること。

(4) 支援金支給後も事業を継続する意思があること。

(5) 三重県から、検査又は説明の求めがあった場合は、これに応じること。

(6) 以下のいずれにも該当しないこと。

- ① 政治団体、宗教上の組織又は団体、公共法人、法人でない任意団体
- ② 支援金の趣旨に照らして適当でないと知事が判断する者

(7) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、三重県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

### 3 支給額

(1) 上限額：中小法人等30万円、個人事業者等15万円

(2) 算出式：支給額＝〔（比較年の1～3月の売上合計（※1））－対象月（※2）の売上×3〕  
－ 国の事業復活支援金の受給（予定）額×3/5（※3）

※1・・・ 法人の場合、法人事業概況説明書「月別の売上高等の状況」における月別売上額の1～3月の売上合計とする。

個人事業者等で青色申告の場合、所得税青色申告決算書「月別売上（収入）金額及び仕入金額」における月別売上額の1～3月の売上合計とする。

個人事業者等で白色申告の場合など、確定申告書において比較年の月間事業収入が確認できない場合、「比較年の確定申告書の年間事業収入（売上）÷12（※小数点以下切り捨て）×3」の額とする。

新規創業者（2021年1月2日から同年12月1日の間で創業）の場合、「創業月の翌月（創業日が2021年12月1日の場合は当月）から2021年12月までの月平均売上額×3」の額とする。

※2・・・2022年1月～3月のいずれかの月で比較年の同月比で売上が30%以上減少した月

※3・・・国の事業復活支援金を受給（予定を含む）した場合

(3) 2022年1～3月に実施される飲食店時短要請等協力金との併給はできません。ただし、2022年1～3月のいずれかの月の飲食店時短要請等協力金の受給（見込）額が上記3（1）又は（2）による支援金支給額に1/3を乗じた額を下回る場合、該当月ごとにその差額を支給します。

### 4 受付期間

2022年3月2日（水）から同年6月15日（水）まで

※3月を対象月として申請される方は、4月から申請可能となります。

※電子申請の場合は、2022年6月15日（水）の23時59分までに申請の受付が完了したものが対象となります。

※郵送の場合は、2022年6月15日（水）の消印有効です。

## Ⅱ 留意事項

■本支援金は、国の「事業復活支援金」を併せて利用できます。

事業復活支援金ホームページ：[https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo\\_fukkatsu/](https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_fukkatsu/)

事業復活支援金コールセンター：0120-789-140

## Ⅲ 申請から支給までの流れ等

### <電子申請の場合>

#### 1 申請事項等の作成・準備

本要項を参照して、電子申請フォームに入力すべき事項の確認と添付書類の作成・準備をしてください。

#### 2 申請事項等の入力

別紙「申請に必要な書類」(P8以降)で規定する申請事項を下記の電子申請フォームに入力し、必要な書類全てを画面の指示に従い、添付(アップロード)して提出してください。

(電子申請フォーム)

<https://reg31.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=nipi-leqeqh-6be70085cfc667ed4edfa88484b9c62a>

※申請書類等の返却はいたしません。

### <郵送の場合>

#### 1 申請書類等の作成・準備

本要項を参照して、申請書類の作成と添付書類を準備してください。

#### 2 申請書類等の提出

別紙「申請に必要な書類」(P8以降)で規定する申請書類及び添付書類について、必要な書類全てを郵送にて提出してください。 ※申請書類等の返却はいたしません。

なお、書類はA4サイズに統一し、提出書類チェックシートの順に並べて提出してください。

### <電子申請・郵送 共通>

#### 3 書類等の保存

2019年1月から対象月までの確定申告書類の裏付けとなる全ての「帳簿書類および通帳」を7年間保存する必要があります。申請時の提出は不要ですが、申請者が給付要件を満たさないおそれがある場合に、保存書類の提出を求める等の調査を行うことがあります。

#### 4 審査

必要書類に不足がないか、支給要件に該当しているか等を審査します。

提出書類の不備又は不足があった場合は、申請者(又は問合せ担当者)へ追加の書類提出を求める通知を行います。また、必要があれば申請書類等に関して説明を求めることがあります。

#### 5 支給・不支給の決定

支援金の支給・不支給を決定し、書面にて通知します。

## 6 支給について

支給決定を通知した方に対し、順次支援金を振り込みます。

### IV その他

#### ■不正等が判明した場合について

虚偽申請や不正受給等が判明した場合、支援金の支給を受けた申請者名等を直ちに警察へ通報します。

#### ■参考

#### 三重県地域経済復活支援金支給例① 中小法人等



・中小法人等(年間売上高1億円以下) ・事業復活支援金100万円受給 の場合

比較年1~3月売上(200万円) - 対象月売上(10万円) × 3 - 事業復活支援金 × 3/5(60万円) = 110万円 > 30万円

→ 三重県地域経済復活支援金 支給額 30万円

#### 三重県地域経済復活支援金支給例② 個人・青色申告

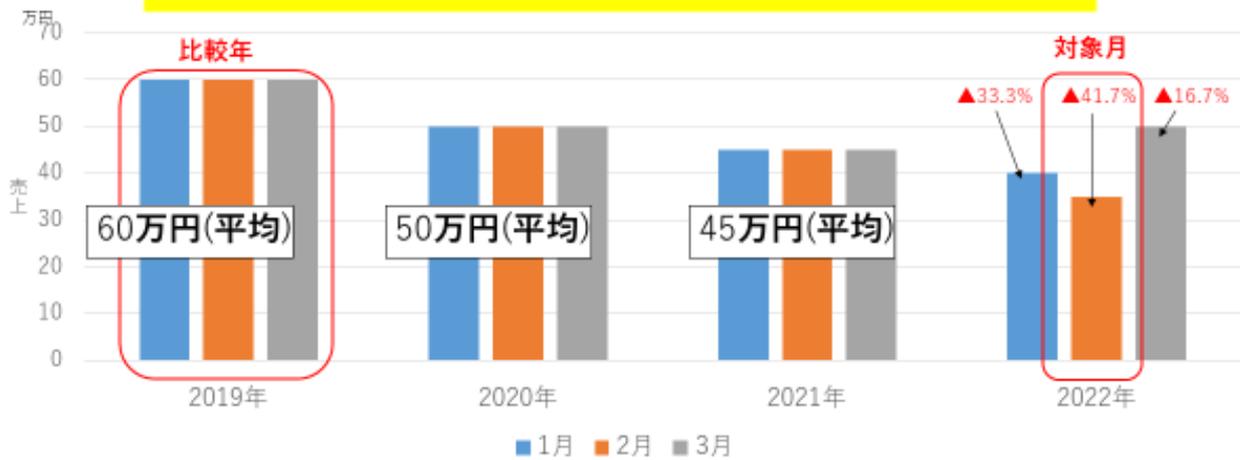


・個人事業者等(青色申告) ・事業復活支援金50万円受給 の場合

比較年1~3月売上(135万円) - 対象月売上(15万円) × 3 - 事業復活支援金 × 3/5(30万円) = 60万円 > 15万円

→ 三重県地域経済復活支援金 支給額 15万円

### 三重県地域経済復活支援金支給例③ 個人・白色申告

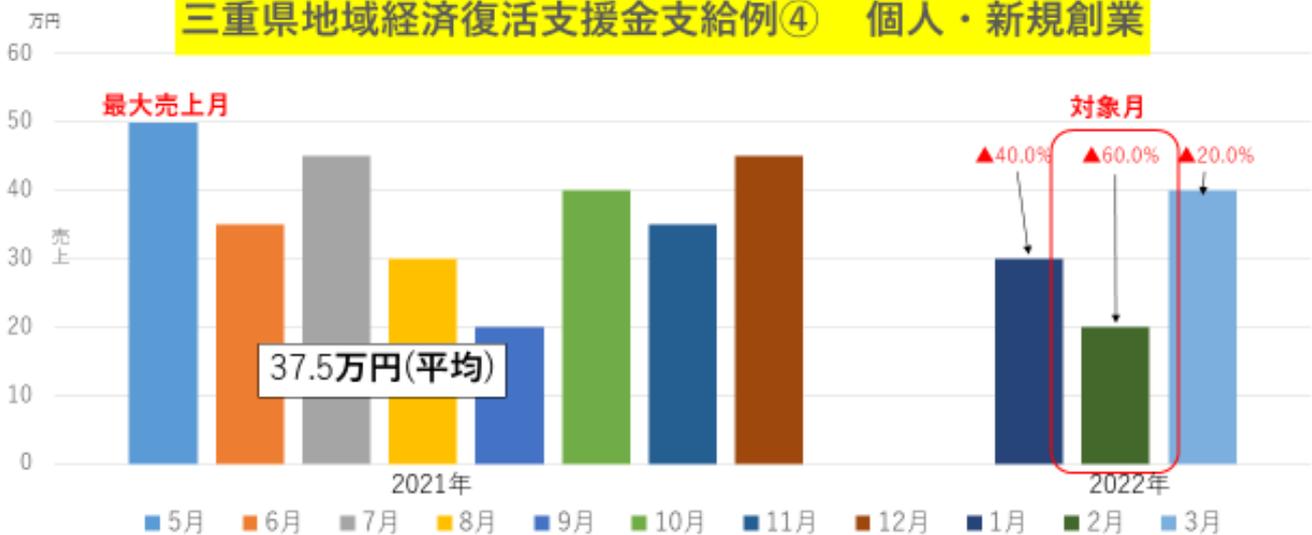


・個人事業者等(白色申告等、確定申告書で月間売上が確認できない) ・事業復活支援金30万円受給 の場合

比較年の月平均売上(60万円)×3 - 対象月売上(35万円)×3 - 事業復活支援金×3/5(18万円) = 57万円 > 15万円

→ 三重県地域経済復活支援金 支給額 15万円

### 三重県地域経済復活支援金支給例④ 個人・新規創業



・個人事業者等(4月20日創業) ・事業復活支援金50万円受給 の場合

創業後の月平均売上(37.5万円)×3 - 対象月売上(20万円)×3 - 事業復活支援金×3/5(30万円) = 22.5万円 > 15万円

→ 三重県地域経済復活支援金 支給額 15万円

- ：(電子申請の場合)作成したものを、申請フォームに添付(アップロード)  
(郵送の場合)紙ベースで作成し、提出

提出書類一覧		電子申請	郵送申請
1	◆三重県地域経済復活支援金支給申請書兼請求書 【第1号様式】	申請画面に 入力	●
2	◆支給申請額計算書 【第1号様式(別紙)】 ※この様式を用いて、支給申請額を計算してください。	●	●
3	◆誓約書 【第2号様式】 ※必ず、申請者本人が自署してください。 ※法人の場合、代表者又は本申請の内容に全面的に責任を持つ方が自署して下さい。	●	●
4	<p>◆対象月(2022年1月～3月のいずれかの月)の売上台帳等の写し</p> <p>2022年1月～3月のいずれかの月の売上が、前年(2021年)、前々年(2020年)又は前々前年(2019年)のいずれかの年(以下「比較年」という)の同月と比べて、30%以上減少している月(以下「対象月」という)について、「<u>対象月の事業者全体の売上額が分かる売上台帳等の写し</u>」を提出して下さい。</p> <p>売上台帳等には、<u>年月や売上額の合計額とその内訳</u>を明確に記載してください。</p> <p><u>売上台帳等として認められる書類の例</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経理ソフトから抽出した売上データ</li> <li>・エクセル等で作成した売上データ 等</li> </ul> <p>※<u>給与明細、通帳の写し、レシート、請求書等は認められません。</u></p> <p>※電子申請の場合は、売上台帳をスキャン等し電子データでアップロードして下さい。</p> <p>※売上額が0円の場合は、「対象月の売上が0円の場合の理由書(第4号様式)」(8参照)を提出して下さい。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※比較年(2019年、2020年、2021年のいずれかの年)の対象月と同月の売上については、以下のとおり<u>確定申告書類で確認できる金額</u>とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●法人：法人事業概況説明書における「月別の売上高等の状況」の金額</li> <li>●個人(青色申告の場合) ：所得税青色申告決算書における「月別売上(収入)金額及び仕入金額」の金額</li> <li>●個人(白色申告など月間売上が確認できない場合) ：所得税の申告書B(第一表)における「年間収入金額等÷12(※小数点以下切り捨て)」で算出した金額</li> </ul> </div> <p><u>新規創業者(2021年1月2日から同年12月1日の間で創業)の場合</u></p> <p>新規創業者については、6「<u>新規創業者特例計算書</u>」もご覧ください。</p> <p>&lt;消費税の取扱いについて&gt;</p> <p>売上台帳等における税込、税抜については、確定申告書の月別売上(収入)金額の計上方法に合わせてください。</p>	●	●

◆比較年（2019年、2020年、2021年のいずれかの年）の1～3月の売上を含む確定申告書の写し（収受日付印入り）

※電子申請の場合は、以下の該当する書類すべてを一連の書類としてスキャン等し、ひとつのファイルとしてアップロードして下さい。

**法人**

「法人税の申告書（別表一）」、「法人事業概況説明書」の写しを提出してください。

**個人**

＜青色申告を行っている場合＞

「所得税の申告書 B（第一表）」、「所得税青色申告決算書（1、2ページ。「月別売上（収入）金額及び仕入金額」を含むこと。）」の写しを提出してください。

＜白色申告を行っている場合＞

「所得税の申告書 B（第一表）」の写しを提出してください。

《注意》

「法人税の申告書（別表一）」、「所得税の申告書 B（第一表）」の控えには、収受日付印が押印（税務署において e-Tax により申告した場合、受付日時及び受付番号が印字）されていることが必要です。

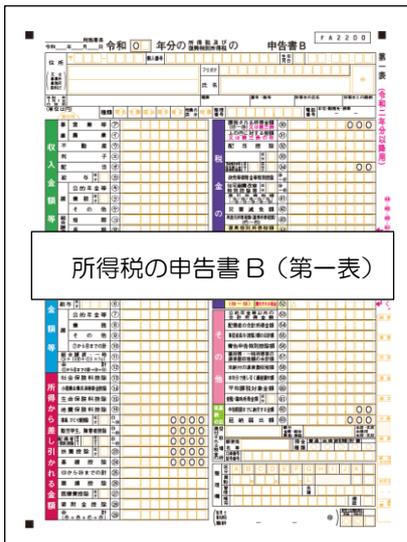
なお、e-Tax による申告であって、受付日時および受付番号が印字されていない場合は「受信通知メール」の写しを添付することが必要です。

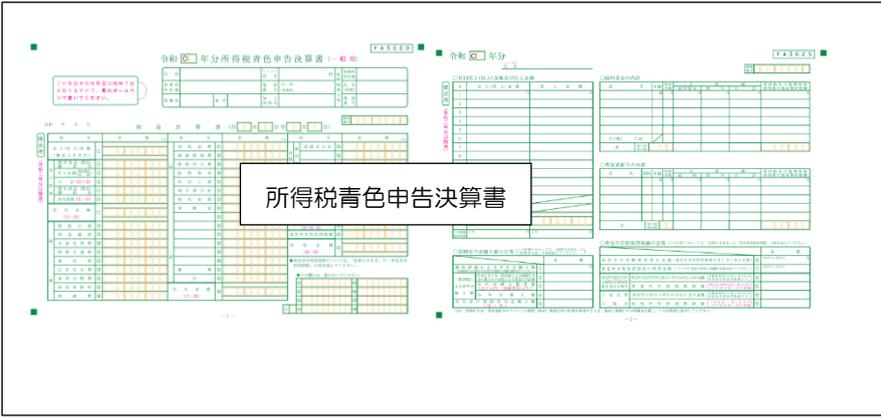
5

《確定申告義務がない事業者》

確定申告義務がない事業者については、確定申告書の写しに代えて、比較年（2019年、2020年、2021年のいずれかの年）の年間売上を含む市民税・県民税の申告書の写し（収受日付印入り）を提出してください。

※詳細は、三重県地域経済復活支援金事務局（059-224-2838）までお問い合わせください。



			
6	<p>◆<b>新規創業者特例計算書 【第3号様式】</b>  <b>〈新規創業者の方（2021年1月2日～同年12月1日の間に創業）のみ〉</b>        上記期間の新規創業者については、第3号様式を用いて支給申請額を計算してください。なお、新規創業者については、創業月の翌月（創業日が2021年12月1日の場合は当月）から2021年12月までのうちの売上が最も大きい月の売上額と「対象月」の売上額を比較し、30%以上減少していることが要件となります。</p> <p>そのため、4記載の「対象月」に加え、<b>創業月の翌月（創業日が2021年12月1日の場合は当月）から2021年12月までの全ての月の売上台帳等の写し</b>を提出してください。売上台帳等には、<b>年月や売上額の合計額とその内訳</b>を明確に記載してください。</p> <p>※電子申請の場合は、新規創業者特例計算書【第3号様式】を作成しアップロードして下さい。また、創業月の翌月（創業日が2021年12月1日の場合は当月）から2021年12月までの全ての月の売上台帳すべてを一連の書類としてスキャン等し、ひとつのファイルとしてアップロードして下さい。</p>	●	●
7	<p>◆<b>「法人設立届出書」又は「個人事業の開業・廃業等届出書」の写し</b>  <b>〈新規創業者の方（2021年1月2日～同年12月1日の間に創業）のみ〉</b>        新規創業者で法人の場合は「法人設立届出書」、個人の場合は「個人事業の開業・廃業等届出書」を提出してください。</p>	●	●
8	<p>◆<b>対象月の売上額が0円の場合の理由書 【第4号様式】</b>  <b>〈対象月の売上額が0円の場合のみ〉</b>        対象月（2022年1月～3月のいずれかの月）の売上額が0円の事業者は、提出してください。</p>	●	●
9	<p>◆<b>店舗又は事業所等の外観写真 【貼付台紙1】</b> 〈対象月の売上額が0円の場合のみ〉        以下を判別できる写真を提出してください。        ① 店舗等の全体（外観） ② 店舗等の名称  <b>2022年1月以降に撮影したものを添付してください。</b>        営業実態は写真をもとに確認するので、分かりやすい写真を添付してください。</p>	●	●

10	<p>◆店舗又は事業所等の内観写真 [貼付台紙2] &lt;対象月の売上額が0円の場合のみ&gt; 以下を判別できる写真を提出してください。</p> <p>① 店舗等の全体（内観）</p> <p><b>2022年1月以降に撮影</b>したものを添付してください。</p> <p>店舗等がない場合は、倉庫、工場内など事業実態が確認できる写真を添付してください。</p>	●	●
11	<p>◆営業実態が確認できる資料 [貼付台紙3] &lt;対象月の売上額が0円の場合で、9、10の写真を提出できない場合のみ&gt; 店舗又は事業所、倉庫、工場等を構えておらず、店舗又は事業所等の外観写真、内観写真（9、10参照）を提出できない方は、下記の資料のいずれかを提出してください。</p> <p>① 商品・サービスを表示したメニュー表など事業内容がわかる写真</p> <p><b>2022年1月以降に撮影</b>したものを提出してください。</p> <p>② ホームページ等の公開情報</p> <p>現在掲載中のもので、URL や掲載場所がわかるように印刷し提出してください。 営業実態は写真やホームページ等の公開情報をもとに確認するので、分かりやすい写真を添付してください。</p>	●	●
12	<p>◆三重県内に事業所があることが確認できる資料 &lt;個人で三重県内にのみ事業所を有し、確定申告書における納税地が三重県外である方のみ&gt; 三重県内にのみ事業所を有する場合で、確定申告書における納税地が三重県外の事業者については、下記の資料のいずれかを提出してください。</p> <p>①比較年（2019年、2020年、2021年のいずれかの年）の個人事業税の納税通知書（納付通知書）の写し、又は納税証明書</p> <p>②三重県内に事業所があることがわかる資料</p> <p>※電子申請の場合は、「9. 添付書類（8）その他必要書類」に添付（アップロード）してください。</p>	●	●
13	<p>◆本人確認書類又は履歴事項全部証明書の写し [貼付台紙4] (発行日の記載があるものは、発行日が申請日から3か月以内のもの) 個人事業者等の場合は申請者本人の運転免許証等を[貼付台紙4]に貼り付けて提出してください。法人の場合は履歴事項全部証明書の写し又は登記情報提供サービスで提供される登記情報をプリントアウトしたものを提出してください。</p> <p>&lt;登記情報提供サービス ホームページ <a href="https://www1.touki.or.jp">https://www1.touki.or.jp</a> &gt;</p> <p>運転免許証がない場合は、パスポートや健康保険証等の写しでも申請可能ですが、現住所が確認できる書類をあわせて提出してください。</p> <p>例) 住民票 氏名・住所が明記された公共料金の領収書 等</p> <p>※住所変更等があった場合は、変更後の内容が確認できる部分の写しも提出してください。</p>	●	●



14	<p>◆通帳の写し [貼付台紙5]</p> <p>申請者本人（法人の場合は当該法人）名義の口座の通帳の<u>オモテ面と1・2ページ目部分の写し</u>を提出してください。</p> <p>必ず、以下の全ての項目が確認できる部分の写しを添付してください。電子通帳やインターネットバンキングの場合も同様です。</p> <p>①金融機関名 ②支店名 ③口座種別 ④口座番号 ⑤口座名義人（漢字、フリガナ）</p> <p style="text-align: center;">オモテ面 + 1・2ページ目</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div>	●	●
15	<p>◆提出書類チェックシート</p> <p>チェックシートを活用し、提出書類に不足がないよう確認を行ってください。</p> <p>提出書類は、チェックシートの順に並べて提出してください。</p>	申請 画面で 確認	●

- ※1 提出書類の記載内容が不鮮明の場合、修正が必要な場合は、差し替えを求めます。
- ※2 申請に必要な書類に関する相談は、以下の相談窓口にて受け付けております。  
受付時間内にお電話にてお問い合わせください。

<お問い合わせ先> ◆三重県地域経済復活支援金相談窓口  
 電話番号：059-224-2838 9時から17時まで（土日祝を除く）  
 開設期間：令和4年6月30日（木）17時まで